

就業中のケガや事故について

ケガや体調不良となった場合、作業の同伴者は、必要に応じて応急処置をし、緊急を要する時は直ちに 119 番通報し、病院等で治療を受けてください。

同伴者は、ケガ（事故）の状態、様子などを速やかに事務局へ報告してください。同伴者がいない時は、近くにいる人や家族の人に依頼してください。

なお、センターでの就労は請負事業への就業であり労災保険の適用は無く、各自の健康保険等を使って受診いただくことになります。

就業先で物損事故（物を壊したなど）が生じた場合は、壊れた物の保存などをし、写真等を撮るなど事故の状況がわかるようにしておき、事務局へ至急報告してください。

センターでは、事故やケガに備えて傷害保険・賠償保険に加入しています。

シルバー総合補償保険について

会員の就業は、雇用関係が成立しないため、労働者災害保険の適用がありません。このため、会員が安心して働けるように「シルバー総合補償保険」に加入しており、会員は入会と同時に補償が受けられます。給付内容は、次のとおりです。

(1) 団体傷害保険 … 会員本人が身体に傷害を受けた場合

就業中並びに就業場所との往復途上（通常の経路を逸脱した場合を除く）での傷害。（熱中症にも適用されます）

種類	保険金額	要 件
通 院	3,000 円 （日額）	ケガで通院 事故日から 180 日以内の通院日数 90 日限度
入 院	5,000 円 （日額）	ケガで入院 事故日から 180 日以内の入院日数
死 亡 後遺障害	600 万円	ケガで死亡 事故日から 180 日以内の死亡、後遺障害の程度 に応じて

(2) 賠償責任保険 … 会員が就業中に他人の身体・財物に損害を与えた場合

種類	保 険 金 額
身体賠償	1 事故につき 10,000 万円
財物賠償	1 事故につき 3,000 万円（免責 2 万円/会員自己負担額）

※自動車事故は、その車が加入している保険での対応となります。

原則、現地集合、現地解散となっていますので、指示された場所又は作業所への移動にマイカーを利用される方は、必ず任意保険に加入してください。